

事 務 連 絡  
平成31年3月6日

各都道府県介護福祉士養成施設担当 御中  
各地方厚生（支）局介護福祉士養成施設担当 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に係る在留資格の変更  
及び介護福祉士登録に係る留意事項について

平素より、介護福祉人材の養成及び確保にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護福祉士養成施設を卒業する者に係る介護福祉士の資格取得については、平成29年度の卒業生から新たに原則介護福祉士試験が義務付けられることとなりました。その際、卒業年度の翌年度の4月1日から5年間は試験に合格しない場合でも介護福祉士となることができること、また、同4月1日から継続して5年間介護業務に従事した場合、試験に合格しない場合でも5年後以降も引き続き介護福祉士となることができるとした経過措置が設けられています（平成29～33年度の卒業者に限る。）。

これに関連して、平成29年9月に在留資格「介護」が創設されたことに伴い、介護福祉士養成施設を卒業した外国人留学生（介護福祉士試験を受験して合格した者、不合格の者、受験しない者のいずれも含む。）が卒業後、就労をしつつ、介護福祉士登録を行い、在留資格「介護」への在留資格変更許可を受けるまでの間に必要な手続に関して留意すべき事項は下記のとおりですので、管内の介護福祉士養成施設に周知いただけますようお願い申し上げます。

下記の内容については、法務省入国管理局入国在留課と調整済みであることを申し添えます。

なお、本事務連絡をもって「介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に係る在留資格の変更及び介護福祉士登録に係る留意事項について」（平成30年3月1日事務連絡）は廃止します。

記

### 1. 介護福祉士養成施設に在籍中（在留資格「留学」にて在留中）に行うこと

在留資格「留学」においては資格外活動として原則週 28 時間以内の就労が認められていますが、養成施設の卒業後から介護福祉士登録を行い在留資格「介護」への在留資格変更許可を受けるまでの間は、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可を受けることによりフルタイムで介護等の業務に従事することが可能となります。

このため、介護福祉士養成施設に在籍中に、卒業後に就労予定（4月1日から就労予定である場合を含む。）である就労先の内定を得た上で、労働条件及び従事する業務内容を明らかにする資料など必要書類を揃え、住居地を管轄する地方入国管理官署へ在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

### 2. 介護福祉士養成施設を卒業後（在留資格「特定活動」にて在留中）に行うこと

在留資格「特定活動」への変更許可を受けた後、在留資格「介護」への在留資格変更許可申請を行うには、必要書類の1つとして介護福祉士登録証の写しを求められますが、介護福祉士登録の申請中であるために手元に登録証がない場合は、登録証は後日別途提出することを条件に、その他の必要書類のみで在留資格「介護」への在留資格変更許可申請をすることが可能です。ただし、在留資格変更許可を受けるためには後日登録証の写しの提出が必要となります（在留資格「特定活動」の許可日と同日に在留資格「介護」への在留資格変更許可申請を行うことも可能。）。

なお、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請中の場合は、当該申請に合わせて在留資格「介護」への在留資格変更許可申請はできませんのでご注意ください。

### 3. その他

上記1～2の取扱いは、介護福祉士養成施設を卒業後、在留資格が「介護」への在留資格変更許可を受けるまでの間、就労を希望する場合の標準的な手続としてお示ししているものですが、個々の外国人留学生によっては、当該期間に就労を希望しない等の事情に応じて、上記以外の手続を取ることも可能です。

なお、上記在留資格の変更に係る申請方法や必要書類、問い合わせ先については、別添「御案内」をご参照ください。

また、介護福祉士の登録手続（介護福祉士登録証の申請）に係る照会は、公益財団法人社会福祉振興・試験センター（03-3486-7511）までお問い合わせください。